

令和2年4月17日(金)

学校人事課給与係

担当 狩野、武井

内線 4600

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の概要

1. 制定の概要

令和元年に群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例を制定したことに伴い、会計年度任用職員制度を運用するにあたり必要な事項を規定するもの。

2. 制定内容

(1) 対象職員

条例において、市町村立の学校等に勤務する会計年度任用職員のうち教育委員会規則で定めるとしたものについて規定(適応指導教室に勤務する自立支援アドバイザーについて規定)

(2) 給料(報酬)、手当の支給額等について

・条例において、号給の格付けは、教育委員会規則で定める基準に従い決定するとしたもののについて規定(区分に応じた号給の上限や、業務内容等に応じた号給の加算について規定)

・期末手当について、週あたり勤務時間が20時間未満等の職員には支給しない旨、支給日(6月30日及び12月10日)、支給に係る在職期間及び手当基礎額を規定

・通勤手当等について、支給額や通勤届の届出方法、支給対象期間、支給の始期及び終期、支給方法、事後の確認、有料の駐車場等利用者に対する加算を規定

(3) 支給日

条例において、教育委員会規則で定めるとしたもののについて、非常勤講師を除く県立学校に勤務する職員は翌月10日、市町村立学校に勤務する職員及び県立学校の非常勤講師は翌月21日と規定

3. 施行期日

令和2年4月1日